

協力会社の皆様へ

業法関係書類整備に関するお知らせとお願い



2025年10月

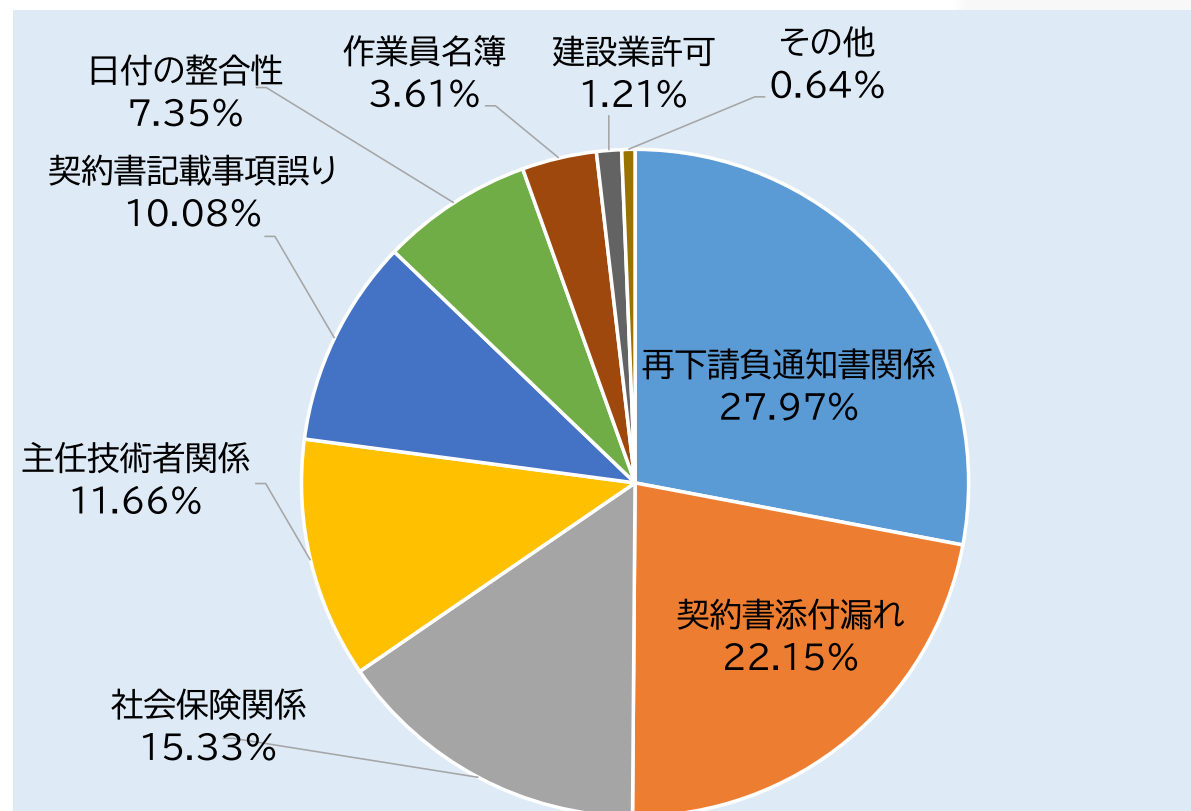
西日本支社 事務センター 事務支援課

1. 業法関係書類で多い不備内容＜西日本支社管下/全工事所＞

2025年度上期(4月～9月)実績

不備カテゴリー	不備件数
再下請負通知書関係	10,122
契約書添付漏れ	8,014
社会保険関係	5,546
主任技術者関係	4,218
契約書記載事項誤り	3,648
日付の整合性	2,661
作業員名簿	1,308
建設業許可関係	438
その他	232
総計	36,187

※個別電話対応は除く

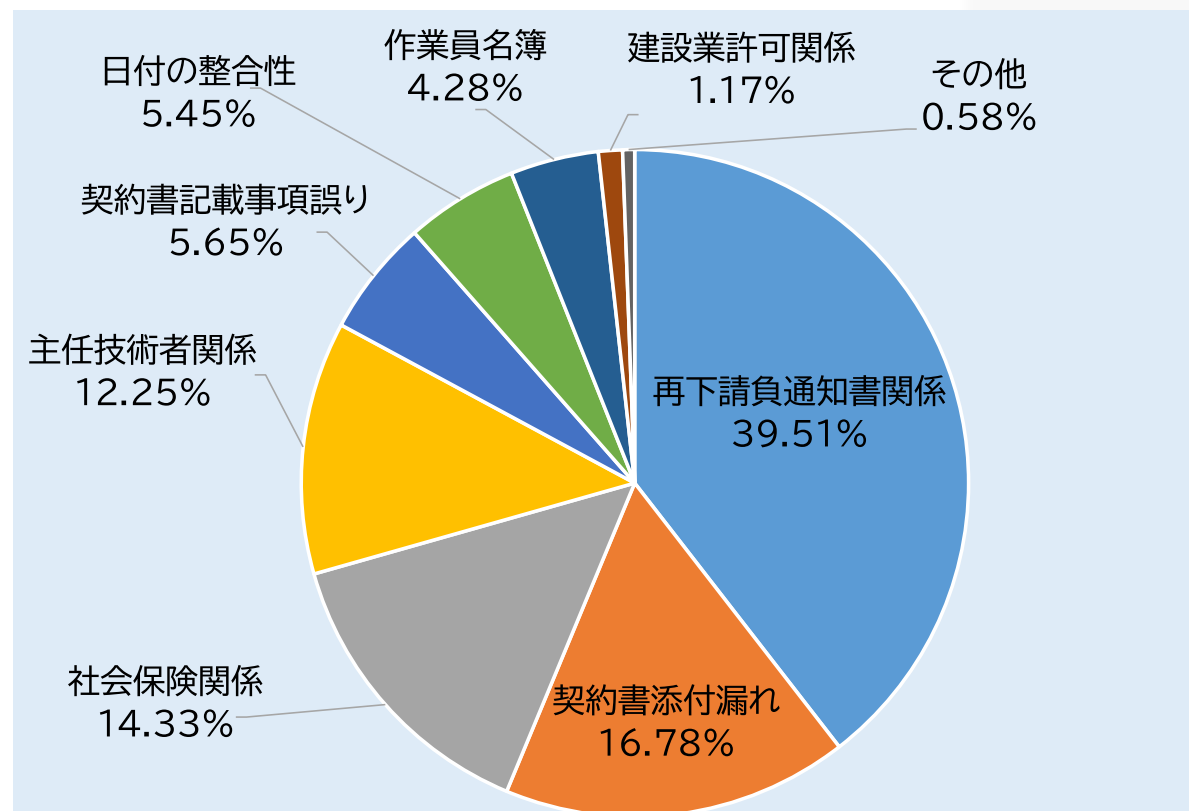


1. 業法関係書類で多い不備内容＜西日本支社管下/土木＞

2025年度上期(4月～9月)実績

不備カテゴリー	不備件数
再下請負通知書関係	2,434
契約書添付漏れ	1,034
社会保険関係	883
主任技術者関係	755
契約書記載事項誤り	348
日付の整合性	336
作業員名簿	264
建設業許可関係	72
その他	36
総計	6,162

※個別電話対応は除く

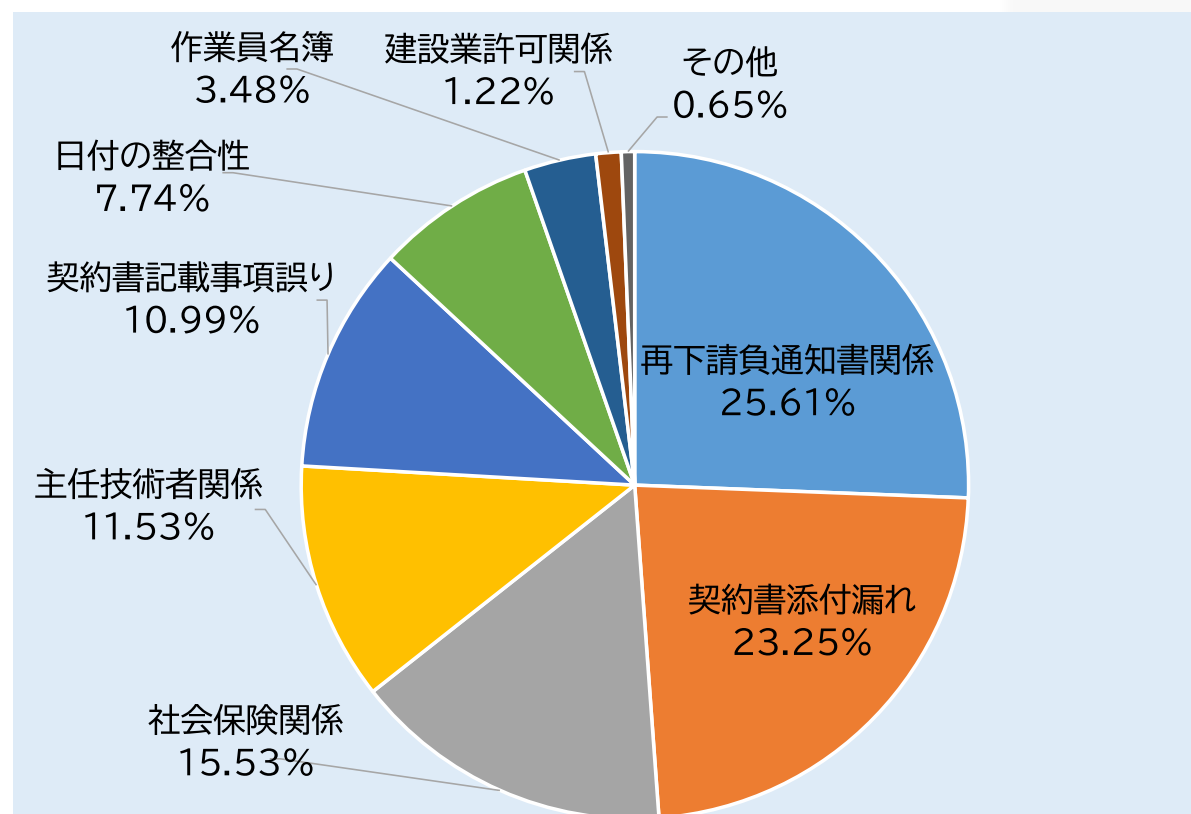


1. 業法関係書類で多い不備内容＜西日本支社管下/建築＞

2025年度上期(4月～9月)実績

不備カテゴリー	不備件数
再下請負通知書関係	7,688
契約書添付漏れ	6,980
社会保険関係	4,663
主任技術者関係	3,463
契約書記載事項誤り	3,300
日付の整合性	2,325
作業員名簿	1,044
建設業許可関係	366
その他	196
総計	30,025

※個別電話対応は除く



2. 業法関係書類で多い不備内容の詳細①

【再下請負通知書関係】

- ・「再下請負通知書」と「建設業許可証」の許可番号や有効期間が一致していない
- ・「再下請負通知書」と「建設業許可証」の会社名不一致
- ・許可業種不適合(土木工事業または建築工事業は原則元請のみ可)

【契約書添付漏れ】

- ・「基本契約書」「注文書」「注文請書」が添付されていない

【社会保険関係】

- ・社会保険に加入していない(未加入業者は原則入場不可)

【主任技術者関係】

- ・主任技術者が建設業許可業種に対応した資格要件を満たしていない

2. 業法関係書類で多い不備内容の詳細②

【契約書記載事項誤り】

- ・契約日が記載されていない(基本契約書・注文書・注文請書)
- ・社印が押印されていない(基本契約書・注文書・注文請書)
- ・収入印紙が貼付されていない(基本契約書・注文請書)

【日付の整合性】

- ・「注文書」「注文請書」と「再下請負通知書」の契約日や工期が一致していない

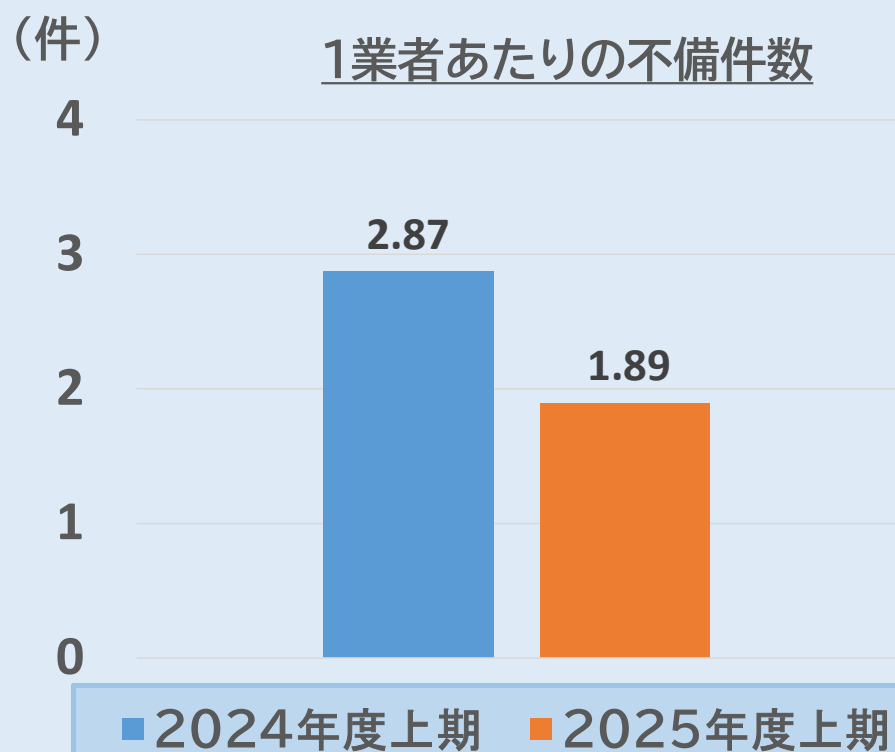
【作業員名簿】

- ・「作業員名簿」と「再下請負通知書」の主任技術者名が一致していない

【建設業許可関係】

- ・有効期間を過ぎている
- ・建設業許可証が添付されていない

3. 不備件数の推移(前年度との比較)



前年同期と比較して、1業者あたりの不備件数は
2.87件⇒1.89件と**約35%減少**しました。
いつもご協力ありがとうございます。
今後も発注者への迅速な提出のため、手戻りのない
書類の提出をお願いいたします。

4.業法関係書類に関するお願い

『業法関係書類（施工体制台帳、施工体系図）』は、建設業法第24条の8第1項で定められた**作成義務のある書類**です

また下請負人は、さらにその工事を再下請負した場合は、**元請負人に対して「再下請負通知書」を提出**しなければなりません（建設業法第24条の8第2項、同法施行規則第14条の3）

- 業法関係書類は、**現場入場前までに**グリーンサイトへ提出をお願いします
- 上位業者は、下位業者から提出された書類に不備等が無いかを十分にご確認ください（**特に契約書の添付漏れが非常に多いため、提出前に必ずご確認ください**）
- 書類に不備があった場合は、グリーンサイト上でコメントを送信しますので、**担当者に共有のうえ**速やかに是正・処置をお願いします

※基本的な操作方法等は下記をご参照ください。

【奥村組HP】>【協力会社の皆様へ】>【グリーンサイトについて】

【お知らせ】主任技術者の雇用関係の確認について

2025年12月2日以降、マイナ保険証の導入により
従来の健康保険被保険者証の新規発行がなくなりました

主任技術者の直接的かつ恒常的雇用関係の確認について、
従来の健康保険被保険者証による確認ができない場合は
以下の書類等にて確認をお願いします

- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
（「被保険者番号」はマスキングしてください）
- 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
（「被保険者整理番号」と、主任技術者以外の職員の行はマスキングしてください）
- 市区町村が作成する 住民税特別徴収税額通知書
（「個人番号」はマスキングしてください）

※2025年12月2日以降も 有効期間内の健康保険被保険者証を用いていただくことは可能です
※ マイナ保険証の添付はできません